# 東北森林管理局職員研修に係る宿泊施設公募要領

## 1 趣旨

東北森林管理局(以下「局」という。)では、当局庁舎内において実施している職員研修の研修受講職員(以下「研修生」という。)の宿泊の受入れを希望する宿泊施設を公募により 募集いたします。

公募により選定された宿泊施設候補者と詳細を協議、同意を得た上で協定締結<u>(東北森林</u>管理局職員研修に係る宿泊施設利用協定書参照)し、局職員研修に係る宿泊施設とします。

応募の要件、手続きについては、この要領をご覧の上、必要な提出書類を下記の提出先まで受付期間内に提出願います。

## 2 概要

- (1) 協 定 期 間: 平成28年4月1日~平成29年3月31日
- (2) 利用する部屋:研修生が利用する部屋については、1人1部屋を利用することを基本 に考えています。
- (3) 宿泊者の決定:各研修開始約10日前に、研修生名簿によりご連絡いたします。
- (4) 宿泊料の支払:研修生が個々に支払います。
- (5) 年間研修予定: 別添の<u>平成27年度東北森林管理局研修実施計画日程表(例)</u>を参照 してください。(平成28年度分については、作成中)
  - ※ 研修により、受講人数や研修期間が1泊2日から8泊9日にわたるなどの変動があります。また、異なる研修が重なる場合もあります。

### 3 応募者の資格要件

研修を効果的にまた、円滑に実施するために応募者の資格要件については、以下の全てを 満たしていることとします。

- (1) 旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第2項又は第3項で旅館業許可されていること。
- (2) 別添の<u>平成27年度東北森林管理局研修実施計画日程表(例)</u>を参照し、年間を通じて、確実に当局研修に係る研修生の受入れができること。

ただし、一部の研修について研修生の受入れができない場合であっても、応募する宿泊施設と同等の機能、同宿泊料金、食事料金と同等以上のサービスを有する代替宿泊施設を提供できる場合は、研修生の受入れができるものとします。

(3) 秋田市内に所在し、宿泊施設から局までの経路について、宿泊施設内で朝食を取った後に徒歩で、局に午前8時20分までに到着でき、かつ、所要時間が概ね20分以内であること。

なお、所要時間については、宿泊施設から局到着までに要する徒歩時間、信号待ち時間の合計時間とします。

- (4) 応募宿泊施設内において朝食及び夕食を提供できること。
- (5)研修期間中、応募宿泊施設内等に駐車できること。

(6) 宿泊の取消しに係るキャンセル料(違約料)の発生については、宿泊当日までに取消 の連絡がなかった場合に発生することを了承できること。

#### 4 応募方法等

(1) 応募に必要な書類は各1部で、以下のとおりです。 提出する書類には、すべて応募者名を記入してください。 メールによる提出は受け付けません。

- ①別紙様式1の「宿泊提案書」
- ②宿泊提案書の2の宿泊施設から局までの経路等に係る任意様式の経路図
- ③宿泊提案書の6の(2)の食事メニュー表
- 4宿泊に係る約款
- ⑤提供する部屋の様子が分かるパンフレット、標準的な写真等
- (2) 提出する書類に虚偽の記載をした場合は、無効とします。
- (3) 応募要件を有しない者が提出した書類は無効とします。
- (4)提出された書類は、返却いたしません。
- (5) 提出された書類に記載された情報は、本公募のみに使用し、他の目的に利用することはありません。
- (6) 提出
  - ①受付期間

平成28年1月22日(金) ~ 2月22日(月)までの午前9時から午後5時まで

②提出期限

提出期限は、持参、郵送、他の方法、いずれも平成28年2月22日(月)午後5時 必着。

③提出先

**T**010-8550

秋田市中通5丁目9番16号

東北森林管理局 総務企画部 総務課 宿泊施設選定担当 あて

(注) 郵送の場合は、封筒に赤字で「宿泊提案書 在中」と記載してください。

TEL 018-836-2192

#### 5 宿泊提案書等の作成要領

提出される宿泊提案書等の作成に当たっては、手書き、パソコンどちらで作成してもかまいません。また、主な作成要領については、以下のとおりです。

(1) 応募者の名称及び代表者名

宿泊施設の名称及び当該施設の代表者名を記入してください。

(2)担当者の所属、役職、氏名

本公募に係る担当者について記入してください。

(3) 旅館業第2条の旅館業許可

旅館業法(昭和23年7月法律第138号)第2条に規定する旅館業許可の条項を記入してください。

(4) 宿泊施設から局までの通勤経路等について

下記を参考の上、任意様式により図示願います。

- ①任意様式に明示するもの
  - a) 距離
  - b) 所要時間
  - c) 宿泊施設の出発時刻と局到着時刻
- ②通勤経路は、宿泊施設出発から局到着まで、徒歩・信号待ち時間等の時間を含み午前8時20分までに局へ到達できる経路とします。
- ③出発時間については、朝食を取る時間を考慮してください。
- ④徒歩の時速、その他については、次のとおりです。
  - a) 徒歩は、時速5km、84m/分で計算し、分未満は四捨五入、分単位で表示してください。 【参考】10分で840m 12分で1,000m
  - b) 信号待ちは、所要時間に含めます。1信号待ちにつき1分とします。
- (5) 提供される部屋のタイプの状況

研修生が宿泊する部屋のタイプに〇印を記入してください。例えば、研修生がシングルルームを1人で利用する場合は、「1室1人で利用」、「シングルルームを提供」の欄Aに〇を付けてください。

それ以外の欄には、〇印を記入しないでください。

表1-1に該当がなく、例えば、1室を3人以上で宿泊する場合等は、表1-2に記入し、欄Gには、「和室」、「2段ベッド室」等と記入してください。

- (6) 宿泊料金について
  - ①年間統一料金とします。
  - ②「1泊当たりの宿泊料金」については、1泊朝・夕食で、それに係るサービス料、を含んだ税込金額を記入してください。
  - ③「朝食及び夕食」料金については、「1泊当たりの宿泊料金」の金額のうち、朝食及び夕食の税込金額を記入してください。
- (7) 食事時間等について
  - ①朝・夕食の開始時刻、終了時刻を記入してください。
  - ②メニューの種類

朝・夕食の食事のメニューの数を記入してください。

単品注文方式及びバイキング方式どちらもある場合は、研修生に提供する方式どちらかを記入してください。

例1) 朝食: 単品注文方式・・・・和定食、洋定食 → 2種類

例2)朝食:バイキング方式・・・和・洋食どちらも食べられる → 2種類

例3) 夕食: 単品注文方式・・・・研修生用定食 → 1種類

③食事の品数

記入する欄は、「メニューの種類」に記載した注文方式と整合性がとれるように記入してください。

例1)朝食:単品注文方式・・・<u>和定食</u>(ご飯、味噌汁、焼き魚、漬物、のり、納豆)→6品 主品目は、焼き魚

## (8)館内設備について

①洗濯乾燥機の料金

洗濯乾燥機の料金について、10円未満の端数が出た場合は、1円単位を四捨五入し10円単位で記入してください。

例) 15分 100円 → 10分 70円

②その他館内設置

飲み物、食べ物の自動販売機や入浴関係の自動販売機、その他設置しているものがありましたら記入してください。

(9) 宿泊施設周辺の状況

到達時間については、標準的な時間を記入してください。

徒歩は、時速5km、84m/分で計算し、分未満は四捨五入、分単位で表示してください。信号待ちの時間(1信号待ち1分で算出)も到達時間に含めます。

記入の参考として、別添の宿泊提案書作成例をご参照ください。

(10) その他

他官庁や企業等の宿泊を伴う研修の受入れ実績については、官庁や企業名、宿泊日数、人数を記入ください。任意様式を添付されてもかまいません。

#### 6 選定方法

応募者から提出された宿泊提案書等を基に、審査し、選定審査会を経て宿泊施設候補者を 特定いたします。

その後、詳細について協議し合意を得た上で宿泊施設として、選定いたします。

#### 7 通知

応募者全員に6の選定審査会の結果について、書面により通知いたします。

- 8 問い合わせ先及び受付時間
  - (1) 問い合わせ先

秋田市中通5丁目9番16号

東北森林管理局 総務企画部 総務課 宿泊施設選定担当 嶋﨑 孝典

TEL 018-836-2192

FAX 018-889-1356

(2)受付時間

月曜日から金曜日(祝祭日を除く)までの午前9時~正午及び午後1時~午後5時